

第3回エネルギー・環境WG 議事概要

1. 日時：平成25年3月28日（木）9:00～11:05
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1214特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）安念潤司（座長）、林いづみ、松村敏弘
 - （専門委員）圓尾雅則、小林三喜雄
 - （政府）寺田内閣府副大臣、長谷川総理補佐官
 - （関係団体）三井不動産株式会社、千葉県柏市
NTTファシリティーズ株式会社
トヨタ自動車株式会社、本田技研工業株式会社、日産自動車株式会社
日本チェーンストア協会
 - （経済産業省）渡邊産業技術環境局リサイクル推進課長
 - （環境省）永島廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室長
 - （事務局）館規制改革推進室次長、仁林企画官
4. 議題：
 - （1）第2回WGにおける委員及び専門委員等からの指摘事項について
 - （2）事業者等からのヒアリング
 - ①特定供給について
 - ②マンション高圧一括受電サービスについて
 - ③次世代自動車について
 - ④プラスチック製容器包装のリサイクル入札制度について
5. 議事概要：
 - 館次長 それでは「規制改革会議エネルギー・環境WG」を開会いたします。
皆様方には御多用中、御出席いただき誠にありがとうございます。本日は所用により久間委員は御欠席でございます。寺田副大臣は遅れて御到着予定でございます。
開会に当たりまして、安念座長から御挨拶いただければと思います。
 - 安念座長 おはようございます。今日は朝早くから御参集をいただきまして、ありがとうございます。
だんだんと本丸の方に攻め込んでいく体制になっておりますので、これからかなり密なスケジュールで御審議をいただかなければならないと思います。御本業もそれぞれ御多用とは思いますが、できるだけこちらの方にもエネルギーを割いていただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。
 - 館次長 それでは、早速始めていただけますでしょうか。
 - 安念座長 それでは、議題1「第2回WGにおける委員及び専門委員等からの指摘事項に

ついて」に移らせていただきます。

第2回の小水力発電、太陽光発電、地熱発電に関する事業者提案に対して、皆様方よりいただいた指摘事項について、事務局の館次長より振り返りをお願いいたします。

○館次長 それでは、お手元の資料1を御覧いただけますでしょうか。第2回エネルギー・環境WGにおいて委員及び専門委員等から指摘された課題を振り返らせていただきます。

まず、「エネルギーの地産地消」関係で、水力発電事業懇話会からのヒアリングでございます。

第1点目が、慣行水利権のまま新規の発電水利として取得する場合に必要な書類について、法令上の根拠を明確化すべきであるということでございます。これは基本的に河川法だと思っておりますが、詳細については国土交通省に問合せ中でございます。来週には御回答できると思います。

慣行水利権が設定されている農業用水路等に小水力発電を設置する場合の手続簡素化は全国的に要望がある点で、また、水が多いときの最大取水量を変更する場合の手続簡素化は規模の大きい設備で効果が大きい点で、それぞれ重要な課題だという御指摘等をいただきました。

第2に「エネルギーの安定供給・地産地消」太陽光発電協会からのヒアリングでございます。電気主任技術者による太陽光発電の昇圧設備に係る定期点検頻度の引き上げという動きがあるということですが、過去の事故例が点検検査頻度の引き上げにより防げたものか、追加の設備、機器の設置により代替できない理由など、他の高圧受変電設備の点検回数に揃えるだけではない合理的根拠が示されるべきであるということ、他の例に揃えるということだけでの規制強化の動きについては注視すべきだという御意見をいただきました。

ただ、この問題につきまして次の○でございますが、定期点検の引き上げはまだなされていない。それが検討段階になるということですが、この扱いについては議論が必要だろうという御指摘がございました。

営農型太陽光発電については、農地法上の取扱いが明確になっていないことによって潜在的なニーズがあるにもかかわらず、取り組みが広がらない状況があるということですが、この点は創業WG等でも御指摘がありましたし、産業競争力会議が月曜日に開催され、エネルギー関係が検討されておりますが、そこでも民間議員からの御発言がございました。

3番目は「エネルギーの安定供給・地産地消」関係で地熱発電 公園・温泉・制度フォロー検討会でございますが、まず1点は地熱発電の優良事例の形成、まだ発電所の数が少ないという状況において、一体何をもって優良事例としているのか不明確であるという御指摘がございました。

次でございますが、ボイラータービン主任技術者の選任範囲は、発電コストに関わる重要な課題でございますので、熱源の温度、圧力が高いほどバイナリー発電による発電量が

増える。利用価値も高いにもかかわらず、それを無駄にして100℃未満、1気圧未満にエネルギーを逃した後で発電をしているという非常にもったいない事象が生じているという御指摘でございます。

3番目は温泉資源の保護に関するガイドラインに関して、都道府県において慎重判断が生じているとのことだが、解釈や運用の幅が大きくなり過ぎないように、実用に合った形で修正していくことを検討すべきではないかという御指摘ございました。

また、前回佐久間委員からの新規御提案がございました溶接安全管理検査が設置者責任とされた経緯。これはペーパーにございませんが、その際にこの経緯について調べるようにという御指示をいただきました。

また、先ほどの点でございますけれども、発電水利許可手続における河川使用者からの同意書を求める根拠法令等、この辺りの法令関係の根拠、経緯等につきまして事実関係を所管省庁に照会しております。来週前半にも回答させていただきたいと考えております。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○安念座長 ありがとうございます。

所管省庁に聞いても結構時間が掛かったりすることがあって、彼らも法令の根拠をよく分かっていないことがままあります。だから御苦勞様です。

今日はお客様がいらっしゃいますので、お待たせするのも申し訳ないですから、この点についてのディスカッションはお話を伺ってからにいたしましょう。

それでは、議題2「事業者等からのヒアリング」に入らせていただきます。

まず特定供給に係るヒアリングを行います。本日は三井不動産株式会社様に御説明をお願いしておりますが、プロジェクトのサイトが千葉県柏市でございますので、柏市役所様にも御同席をいただくこととなります。

それでは、三井不動産株式会社様より御説明をお願いいたします。窮屈で恐縮ですが、10分程度でお願いできますでしょうか。

○三井不動産 おはようございます。よろしく願いいたします。三井不動産と申します。よろしく願いいたします。今日は柏市様とともにお邪魔させていただきました。

こちら環境未来都市の選定もいただきながら、地域一体となりまして自立した都市経営モデルを実際に町に実装する形で、PDCAサイクルを回しながらやっていきたいということを進めさせていただいております。

私どもが目指すスマートシティにおきましては、地域主体のエネルギーマネジメントを実際の実運用の形で進めさせていただきたいと思っております。地域単位での電力の平準化、エネルギーセキュリティの向上を通じまして、エネルギー供給逼迫の課題解決並びにエリア防災の強化を目指していきたいと思っております。

お手元の資料をベースに御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○三井不動産 資料をお開きいただければと思いますが、特定供給における要件緩和についてという冊子になっておりまして、1枚目は目次でございますので、めくっていただけ

ればと思います。

「1. スマートコミュニティの意義」から御説明申し上げます。

我々が目指しておりますスマートシティの構築に関しましては、2つの重要な社会的意義があると考えております。1つは地域全体での電力負荷の平準化ということ。もう一つは、災害時にも安心、安全が担保され得る強靱なエネルギー環境を作ること。その2点を考えております。

これを実現する上で、下に書いてございますけれども、再生可能エネルギーなどの分散型電源を街区を超えて、地域全体でシェアをしていく、有効に使っていくという仕組みが必要だと考えております。

こうした取組というのは国の政策にも合致していると思えますし、また、それを実現するための技術的なソリューションも今、各企業の方でも実現できていると考えておりますので、こういった取組をとにかく早期に実現したいというのが我々の考えです。

下のページに移っていただきまして、では現状で我々が地域のエネルギーマネジメントを行うときに、こういった形で電力のシェアができるかということをもとめておりますけれども、系統線を活用するという事はなかなか制約が厳しいものですから、自営線での供給が必要になります。自営線の供給としては下に書いてございます3つの手段が考えられます。

ただし、1つ目の自営線PPSにつきましては2016年以降の実現とお聞きしておりますので、やはり実現のスピード感という意味では遅いという問題がございます。

2番目の特定電気事業につきましては、いわゆる電気事業法上の電気事業者としての供給義務を負うという形になりますので、やはり事業者側にとっての投資が非常に大きくなる場所の制約がございます。ですので、我々としては経済合理性も備えた上で、この地域エネルギーマネジメントを実現するという上においては、③の特定供給というモデルを是非有効に活用させていただきたいと考えております。

裏返していただきまして、現状の課題というところでございますが、特定供給を利用させていただくに当たっては、現在2つ我々としてはハードルがあると考えております。

1つ目は、矢印で引っ張っておりますけれども、自己電源比率を最大需要の50パーセント以上を保有することという要件がございます。冒頭で申し上げたように、地域全体の電力負荷の平準化を、地域の分散エネルギーをうまく有効して平準化していこうという構想に照らしてこの条件を考えたときには、保有すべき電源比率が非常に大きいと考えていまして、これが現状ではネックになっています。

2番目として、現状におきましては再生エネルギーを特定供給における発電設備として活用することが認められていないという問題がございます。これはやはり自然エネルギー等、太陽光にしてもそうですが、天候等によって発電量が左右されてしまうものについては、なかなか安定性がないのではないかと御判断のもとにこうした要件があるようなのですが、我々としては再生エネルギーのみならず蓄電池を組み合わせ、さらに我々は地

域全体のエネルギーをコントロールでき得るエネルギーマネジメントシステムを構築しようとしておりますので、それらの組み合わせによって安定性の確保は可能なのではないかと考えております。

ということを踏まえまして、下の方に特定供給の要件緩和要望と書かせていただいておりますが、我々としてはとにかく日本でこうしたモデルを早急に立ち上げてビジネスモデル化していきたいと考えておまして、そのためには特定供給という制度を使わせていただきながら、このモデルをいち早く実施をしたいと考えています。

なので、2点緩和要求項目として挙げておりますけれども、特定供給の許可要件における50パーセントの自己電源比率の撤廃をお願いしたいというのが1点。

もう一点は、蓄電池と再生エネルギーとの組み合わせや燃料電池等も含めた許可要件における自己電源として認めていただきたいということでございます。

これらをお願いにするに当たっての論点ということで、大きく2つ挙げてございます。

まずは電気事業法上の特定供給の要件との整合と書いてありますけれども、もともと特定供給の要件としては自家発、自家消費の延長線上という考え方も一部取り入れられていると認識しておりますので、まずはその関係者が密接な関係にあることが1つ。

それから、この特定供給以外の一般需要家の方の利害を阻害しない。これが重要なポイントだと認識しておりますので、この自己電源比率の要件を撤廃したとしても、この趣旨に反するものではないと我々は考えております。

2番目でございますけれども、一般事業者が設定をしている高圧と低圧の差で儲けるだけのクリームスキミング、要するにいいとこ取りをするようなスキームではないかという御指摘に関しましては、我々はこのモデルを実現するに当たっては、後で出てまいりますけれども、自営線を街区間に配備することに加えて、それぞれのエネルギーの状況を逐次に把握する。さらにはそのコントロールを行うための中央監視機能を整備するというようなことで、それなりの投資と責任と役割を担うというシステムになっておりますので、それは単純な契約の間隙を突いたようなスキームではなくて、一定のビジネスモデルになっていると我々は認識してございます。

2つ目のポツでも書いてございますけれども、マンションの一括受電も昨今増えておりますが、この形態を街区、広い面として行うという考え方で行えば、同じようなことができるのではないかと考えてございます。

9ページ以降で具体的に今、我々が計画をしております柏の葉スマートシティの概要を御説明いたします。

つくばエクスプレスの柏の葉キャンパス駅を中心とした千葉県の土地区画整備事業地内のプロジェクトになります。8ページ、まず我々としては2014年春、来年の春から駅前の4街区で街区間電力融通も含むエリアエネルギーマネジメントを開始したいと考えております。

具体の街区の内容に関しましては、住居棟と書いてありますけれども、分譲住宅棟が駅

のちょうど右側に書かれておりますが、それから、一番北側にそれぞれ分譲住宅棟がございます。さらに既にこれは稼働しておりますけれども、ららぽーとという商業施設がございます。現在建築中なのですが、148街区と書いてある複合街区。これが来年春に竣工いたしますので、その時点でこの4街区を結ぼうという計画でございます。

建築中の複合街区にはスマートセンターという吹き出しで書いてございますけれども、先ほどより申し上げているエリア全体のエネルギーマネジメントを行う施設を設置させていただく予定になっております。こちらの役割としては、街区間の電力融通を行って電力負荷を平準化するという役割。加えて行動ナビと書いていますが、行動ナビゲーションということで、それぞれの電力の状況をここで把握して、各需要者の方に省エネ、省CO2の働きかけをさせていただくということ。さらには非常時においては敷設した自営線でもって町のエネルギーを適切にシェアすることによって、町の生活機能を維持しようという役割を担う計画にしています。

9ページにその辺りを詳しく書いておりますけれども、省CO2の効果としてもこの仕組みを取り入れることによって、20～30パーセントの削減ができるという計画になっております。

10ページから、街区間の電力融通の具体的な御説明に入ります。先ほどの街区図を違う形で落とし込んでおりますのが10ページですけれども、我々が想定しております平常時の街区間融通と、非常時の街区間融通と2通りのイメージを持っております。

まず平常時におきましては、このららぽーとという商業施設と今、建築中の148街区という複合施設。この2施設間で電力融通を行うということで、その目的としては、それぞれの施設のピークカットを行おうということでございます。

それぞれの施設で蓄電池、太陽光発電設備を備えておりますので、一方の施設がピークを迎えたときに、もう一方の施設で作り蓄えた電気を一方側に融通しよう。それによってそれぞれのピークを抑えようという計画です。

これを行うことによって、それぞれの建物の契約電力を抑えることができることとなりますので、当然その施設側としての経済合理性も出てまいりますし、社会全体で考えると系統電力の要するに契約料が下がるわけですから、東京電力としても我々の地域に準備いただく電力を少なく抑えることができるということで、このモデルをさらに拡大していくことができれば、系統側の電力量をどんどん押さえることができるという意味で、非常に有効なモデルと考えております。

さらには非常時においては住宅への供給も考えておきまして、点線でここでは引っ張っておりますけれども、一昨年の中日本大震災の際にもこの地域は一部停電になりましたが、建物自体には全く問題ありませんでしたが、やはり高層住宅棟に関してエレベーターが止まってしまい、住民の方が非常にお困りになったという状況がございました。この駅前の業務系の施設で町の電気を蓄えている部分がございますので、これを生活機能のために住民の方にも御利用いただくというのが、この仕組みとなっております。

11ページに今、申し上げたようなことを要約しています。11ページの下の方に、ビジネスと書いてありますが、御参考として金額的なインパクトを書いています。平常時の融通に関して現在2施設間のシミュレーションをしておりますが、この平常時融通を行うことによって年間約2,000万円の電力料金が削減できると見込んでおります。ただし、これを行うためには自営線の敷設であるとか、系統への逆潮流を防ぐような電力変換装置を設ける必要がありますので、約3億円の投資が必要となります。回収年としては約15年ということで、広範に拡大していくことができれば、性能もより高まっていくのではないかという目論見を持っておりまして、十分にビジネスモデルとしても成り立ち得るスキームだと考えております。

最後に、このエネルギーマネジメント事業の発展と、実際に現在柏市も関わって進めておりますので、柏市から最後のページの御説明を申し上げます。

○柏市役所 柏市企画調整課でございます。

これは行政だけではできない事業でございます。今、民間、大学、行政、この三者が一体となってまちづくりをしております。この三者が一体となったビジネス展開をすることによって、実は柏市民にとっての利益になる。ですから柏市がやっている。また、このビジネスモデルが民間企業で成功することによって、実は国民の利益にもつながると、この国民の利益、国益を是非考えていただきまして、この制度の緩和というものをお願いしたいというところでございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

電気事業法の特定供給はどのように決められているかということ、最大需要時の半分の電源を持つということと、太陽光や再生可能エネルギーは駄目ということのようですが、これは別に法令に決まっているわけではなく、運用なのです。読むとすれば電事法第17条第3項第2号、電気の利用者の利益が阻害されないこと。つまり、一般の系統電力に比べればリアビリティが低くなってしまいうだろうから、きちんと安心できるものを備えつけるという意味で、50パーセント要件と再生可能エネルギーが駄目という要件がある、そう読んで読めなくはないけれども、それは解釈の1つの可能性に過ぎないということだろうと思います。

○林委員 そういう読み込みをした上で、第17条第2項第4号の省令で50パーセント要件が文言として定められているのですか。それとも単なる運用なのですか。

○安念座長 電気事業法施行規則を見ないと分かりません。

○長谷川総理補佐官 でもこの省令は書類を定めていると。

○安念座長 そうです。だから実態要件を定めているのではなくて書式を定めているだけです。

○林委員 そうすると、これまでもよく出てきた話ですけれども、そもそも明文上の根拠がよく分からないもので大騒ぎしているということなのですね。

○安念座長 大抵の規制はそうです。審査基準に5割要件は記載がある。

他に何かございますか。

○松村委員 法令上の根拠ということもあるのですが、もし完全に無条件で認めたら事実上の自由化になってしまいます。私は自由化が望ましいと思っているので無条件で認めて欲しいとは思っているのですが、そもそも50パーセントというのは緩和された後の要件であって、それでなければ自家発の供給の延長とはみなせないという発想があるのだと思います。したがって、ここも、法律に明記されていないから大丈夫という理屈だけで突破できるか確信がありません。

最初に御説明になったところで、街区を超えて蓄電池も使うとすると電気代が抑えられるというのはよく分かりました。契約電力が抑えられるから。これがビジネスモデルとして発展すれば成長の起爆になるということも分かりました。これは柏市民にとっても利益があるということも分かりました。

しかし、途中の説明で東京電力に対して、あるいは関東地区全体に対してもピークカットにより効率化に繋がり、社会全体の利益になるという説明があったのですが、この理屈が全く分からなかったので、もう一回説明していただけますか。

○三井不動産 それぞれの建物の契約電力、要するに最大に一番多く系統から買わなければいけない電力というのが下げることができれば、系統電力側の容量が下がるという理解をしています。

○松村委員 それは論理的に間違っていると思います。もう少しきちんと説明してください。つまり街区Aで100使っていて、これが容量となり、街区Bの容量も100だが、街区Aのピーク時にはそんなに使っていないというケースで、2つをならして、どちらの契約電力も100から下げる。蓄電池を上手に使えば更に契約電力量は下げられます。しかし仮に蓄電池を使わないで全部余剰電力を系統に流していたとしても、関東全体の容量としては変わらない。

○三井不動産 総量としてはおっしゃるとおりなのですが、例えばAという建物、Bという建物、それぞれ最大100ずつ使うことがあると思いますけれども、実際に同時に100になるということがない。特に今回融通する建物に関してはピークが違う建物なのです。

○松村委員 もう一回言います。ピークが違うから契約電力は下げられて、お客様の利益になることは分かります。社会全体の利益になるというのを教えてください。

○三井不動産 契約電力が下がるということは、系統会社の要するに地域に供給すべき最大電力量を下げるができるかと理解しています。

○松村委員 それは絶対違います。それぞれの契約電力の総量全部足したものを容量として電力会社は持っていません。系統全体として最大どれぐらい出るのがかを予測し、それに対して一定の予備を見込んで容量を持っているので、個々のお客様の契約総量が下がったとして、それが社会全体に必要な予備力が下がるとか上がるということは基本的にありません。より小さな単位で必要な設備費が小さくなる効果は基本料金の低下に反映され私的利益として実現していますから、それを越える社会的利益があるとは必ずしも言えません。

○三井不動産 東京電力の1つの系統の中で考えますと、そのようなお考えだと思うのですが、今、東京電力と運用の部分でお話させていただく中で、地域密着のエリア防災も含めたその小売りの需給のことを考えた場合は、それぞれの変電設備ごとの末端の部分でのピークシフト、いわゆる平準化ができるということで、ある意味ではモデル的に考えれば、1つのやり方としては考えられるのではないかというお話はいただいております。

確かに系統電力全体ということになりますと、先生のおっしゃるような話はあるかと思いますが、それぞれの配電のグルーピングの中での考え方ということで、いろいろ協議をさせていただいております。その中で全体的な平準化という言い方をさせていただきました。

○安念座長 東京電力との関係はいろいろ義理もあるだろうからお考えなのはいいのだけれども、別に東京電力にとって損でなければいいのであって、得する必要はないから、その点はこういうこともあるかもしれませんというふうに伺っておくことにしましょう。

論点は割に明確で、特定供給の縛りを外して、できるだけ緩和して欲しいという御要望なわけですが、これは今、松村先生からもまさしく御指摘があったように、もともと特定供給は電気事業ではなく、少なくとも現行の法令では、自家発の軒先を少し伸ばしたようなものだという位置付けになっているわけです。ですから、自家発なのに実際に商売にすることを全面的に認めると正に小売りの全面自由化になるので、現行法のシステムとの間では明確に齟齬をするわけです。

100パーセントを50パーセントにしたのは去年、最近なので、それも落としてしまうと10でも5でもいいという話になってしまって、そうすると全面自由化と少なくとも仕組みの上では同じになってしまうのではないかという、そういう反論はすぐに出てくるので、これをどういうふうに扱うかは実際にはなかなか難しい問題であることは確かなのです。だから論点はそういう意味では非常に分かりやすい。突破口が見つけやすいかどうかという意味ではなくて、何が問題であるかは分かりやすい。

この問題はどういうふうに切っていくかです。全面自由化までは遅くて待てないということでしょう。当然のことながら、大体それが本当にできるのかどうか分からないのだし、そういうことを言われても頼りにならないというのもそのとおりなのです。

何か他に、どなたからでも結構です。

○松村委員 今度は細かいことなのですが、蓄電池を備えた再生可能エネルギーあるいは燃料電池が供給力としてカウントされないというのは、明らかにおかしいとか不思議な気がします。

○三井不動産 御説明の途中でも申し上げましたけれども、協議させていただく中では安定性が認め難いとか、先ほど申し上げたように天候によって太陽光であれば発電量が変わる。蓄電池についても蓄電量が変わるというところで、必ずその出力ができるということの担保がし難いのではないかという御指摘をいただいております。

○松村委員 しかし、例えば太陽光とかでは少なくとも蓄電池とかを備えていなくても、

30パーセントは事実上供給力として認められているわけです。需給検証委員会でも、蓄電池があればなおさらですね。これは認められないというのは、まず根本的におかしいですし、燃料電池があてにならないなんて全く問題外だと思います。ここがカウントされれば大きく進むのですか。それだけでは足りないのですか。

○柏市役所 実はこれは総合特区の非常時の電力融通の協議を、国と地方の協議会でやらせていただいております、その中での資源エネルギー庁の回答で、太陽光発電については供給量として認められないという回答をいただいております。

○安念座長 御社のプロジェクトは、非常用発電としてはかなり大きいガスエンジンをお入れになるのではなかったですか。先方の出方としては非常用発電があるだろう、それをいつも焚いていけばいいのではないか、つまり、平常時発電と非常用発電と兼用にして、それをやったら十分ではないですか、というふうに持っていかれそうですが、そのときのお答えはどうなりますか。

○三井不動産 まずは常用発電機として用意していないというのが1点と、もちろん現実的な問題としては平時運転することは難しいということと、もう一つ、省CO2を大きなコンセプトとして挙げておりますので、自然エネルギーの有効利用を優先したいと考えております。

○安念座長 仮に、特定供給の現在の50パーセント要件の方は外せません、ただし、NAS電池なりリチウム電池なりの蓄電と込み込みでの太陽光なら、そちらの方はいいですというふうになった場合に、ビジネスとしてはどうですか。

○三井不動産 やはり我々としてはピークカットを目的とした融通という考え方をしておりますので、建物全体の需要の50パーセントというのは当然太陽光、蓄電池だけでは賄えないこととなりますので、仮にそれをお認めいただいたとしても、やはり50パーセント要件が緩和されないと成り立ち得ないと考えております。

○安念座長 そうでしょうね。分かりました。御主張の要旨はよく理解いたしました。柏市としても大いにバックアップという体制ですか。

○柏市役所 これは市長命令で来ておりますので、全面的なバックアップでやらせていただいております。

○安念座長 そうですか。では三井不動産様も社運をおかけになっている大きいプロジェクトですね。我々もできる限りのことはいたします。どうもありがとうございました。

(ヒアリング事業者交代)

○安念座長 続きまして、株式会社NTTファシリティーズ様より、マンション高圧一括受電について御説明をお願いしたいと存じます。今日はお忙しいところありがとうございます。

○NTTファシリティーズ NTTファシリティーズと申します。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速資料に沿って御説明をさせていただきたいと思っております。マンション電力提供サービス、高圧一括受電のサービスですけれども、この普及に向けた課題と要望とい

うこととございます。

1 ページ目は弊社の紹介です。NTTグループの約2万棟のビルをエネルギーマネジメントしている会社が弊社でございます。我々NTTグループというのは世の中の電気の約1パーセントを使用している会社でございます、そのエネルギーマネジメントを需要家サイドということでマネジメントして参りました。ただ、2ページ目にありますように、東日本大震災以降、エネルギーの需給が逼迫するということとございまして、我々もNTT、IT企業としてICTを活用して、需給の双方向の調整ということで、エネルギーの全体最適化を目指していこうと思っております。

今回、御要望を出しておりますマンションの電力供給につきましても、ICTを活用したデマンドレスポンス等、既に商用ベースにおいて無料で提供してございまして、実際に成果を省エネ、需給緩和ということで成果を上げていると思っております。このようなマンションを今後世の中にもっと普及させていくことでの課題ということで、要望していきたいと思っております。

3 ページ目は先ほども三井不動産様から若干ありましたけれども、マンション電力一括供給のスキームを示しております。通常であればマンションの入居者のお客様は、電力会社と個々に低圧の契約を結ばれて電力供給を受けられますが、我々が仲立ちとして入り高圧で一括受電することによって、まとめ買いをすることによって、約5パーセント程度安い電気を供給することができるということとございます。

4 ページ、ただ安い電気を供給するというだけではなくて、このようなデマンドレスポンスサービス、Enne Visionというサービスを無料で提供しており、エネルギーの30分ごとの見える化サービス。時間帯別の料金サービス。これは昼間の電気を高くして、朝晩を低くして、昼間のピークを朝、晩、夜に移すというメニューでございます。それから、節電ポイントサービスということで、電力供給側で需給が逼迫するようなことになった場合には、お客様にメールで節電要請をして、節電要請いただいたお客様が節電していただいた量に応じて料金を割り引けるポイントを還元するというサービスを提供しているところでございます。

5 ページ以降はその概要をお示ししているところですので飛ばして、5ページは見える化の画面のイメージでございます。

6 ページ目は時間帯別料金サービスの削減効果ということで、先ほど申しましたように昼間の電力使用を抑制すると、従来より料金が安くなるというメニューを用意しております。この実際の効果といたしまして、この料金サービスに加入いただいたお客様の昼間の電力の使用量は、約20パーセント削減できるという実績を上げております。

7 ページ目は節電ポイントサービスの概要でございます、先ほど御説明しましたので省略させていただきますが、右側の下のところにスマートフォンで節電要請のメールが届いている絵がございますが、こういうことで節電を要請してございます。

8 ページ目が節電ポイントサービスの削減効果ということで、これは実績でございます。

場合によっては外出されていたりするパターンもあるのですけれども、御利用者の4割の方が要請に応じていただいて、実際に夏季では約25パーセント、冬季では39パーセントの節電、使用電力の削減につながっているということでございます。

9ページ目はマンション一括電力供給という事業でございますが、こういうようなICTを活用してデマンドレスポンスのサービスを組み合わせることによって省エネを実現している。このようなマンションを世の中に広く普及させていくことによって、日本のまずはマンションから省エネ型社会の実現が図れるのではないかと考えているところでございます。

10ページ、このようなマンションの普及に当たっての課題ということで書かせていただいております。

課題としては、我々は2点大きくあると感じております。まず1点目は既築のマンションを一括受電のこのようなサービスに切り替える場合、一般電気事業者で既に既設の受電設備を設置しているのですが、現状で言うと電力会社はその設備を撤去して、我々がまた新たに新設をする。ある意味では二重投資のような形になってしまい費用負担が発生して、当該サービスの普及の妨げになっているのではないかと考えているところがございます。

2点目はマンションの電力供給を同じように一般電気事業者から一括受電事業者、高圧の事業者に変更した場合に、受変電設備が自家用電気工作物の扱いになります。そのために法定点検に伴う停電が年1回義務付けられてございます。

これにつきましてはかねてより要望しておりまして、現在、高い信頼性を有する機器を使用しているマンションにつきましては、3年に1回ということで緩和をいただいているところでございます。ただし、やはり3年に1回でも停電が発生すると、利用者のお客様にとっては冷蔵庫のものが心配だとかという不便さがあるということでございます。ただ、弊社としましては3年に1回に緩和をしていただいているところでございますので、実際の運用実績を積み重ねながら検証して、さらに緩和が必要であれば要望していきたいと考えております。

ただし、新たにこういうマンション電力一括供給というところに新規に入りたいという事業者の場合においては、このような法定点検の頻度等については参入の障壁になっているという懸念があるかもしれませんので、我々はそういう事業者との意見交換はまだ不足しているところでございますけれども、別途そういう声も拾い上げていただければいいのかもしれませんということでございます。

弊社といたしましては1点目の設備の撤去新設のようになっているところを、何とかうまくルール化できないかということで、一般電気事業者供給の既存マンションを高圧一括受電に切りかえる場合、一般電気事業者が既に設置している受変電設備等をマンション管理組合または一括受電事業者へ残存簿価で資産を譲渡し、継続使用いただけるようなルール整備のガイドライン化等を要望したいということでございます。

これについてもかねてより要望を差し上げていまして、ちょうど現在、経済産業省の御指導もいただきながら、東京電力と当社の2社で今、資産譲渡のルールへの制定に向けた協議を3月、正に今、開始したところをごさいます、このルールの整備に向けて引き続き御支援をいただきたいということと、全国への展開ということで支援をいただければということをごさいます。

最後に期待される効果で書いてありますけれども、一般電気事業者様にとっても資産、受電設備を我々に売却することで収入増にもなりますし、まずは撤去費の削減にもなるということ。我々にとってみると転用できるものは転用できますので、設備構築の工期短縮・投資削減によって費用も削減できる。さらにこのような節電型のマンションも普及できる。お客様にとってもこういうマンションが普及すれば電気料金の削減効果が得られ、三方一両得という形になるのではないかと考えています。

最後のページが11ページですけれども、オレンジ色の設備のところは一般電気事業者の設備でございまして、破線で囲っているところが我々の設備にも転用できるものでございまして、うまくここを転用可能なルールを整備いただけるとありがたいということをごさいます。

説明は以上でございまして。

○安念座長 どうもありがとうございました。

何か御指摘、御質問等ございせんか。

○林委員 10ページの課題の最初のボツの既築マンションを一括受電に切りかえる場合に既設受変電施設を撤去し、新たに設備を設置しなければいけないという規定がどこかにあるのですか。

○NTTファシリティーズ お答えいたします。基本的には電力会社の設備でございまして、供給規程上、変更する場合には自家物を、今回私どもですけれども、資産をもって入れかえて、契約変更を受給者と供給側と交わすという手続になります。その結果、資産は全て入れかえることになります。

○安念座長 公的な規制としてはないです。これは民民の話です。俺のものだから持って帰るぞという、それだけの話です、平たく言えば。

○林委員 そうすると、民民で継続の合意ができれば終わる話なのでしょうか。

○安念座長 終わる話です。

○NTTファシリティーズ 終わる話ではありますけれども、今、一括受電に切りかえる前は、低圧のいわゆる自由化されていない規制領域のところの設備でございまして、東京電力、電力会社はその設備を総括原価という中で作られて、電気料金で回収をされているところをごさいますので、民民というと民民なのですけれども、御支援をいただきながらうまく整理ができればということと御要望を上げている。支援をいただきながら今、進みつつあるということですので、これを後退しないように進めさせていただければということをごさいます。具体的に電力会社のルール整備というのはこれから協議が本格化するとこ

ろですので、そういうことで円滑に進むように御支援いただきたい。

○安念座長 寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 民民の問題として理解しているが、一括まとめ買いのメリットというのは実は5パーセントより大きいわけです。ですからその5パーセントを値引くだけなのか。もちろん個々のユーザーが節電して、その分のメリットはポイント制などによってインセンティブを引き出すにせよ、5パーセント以上の節電が可能なのではないでしょうか。

○NTTファシリティーズ 御指摘にありましたように、確かに高圧と低圧の値差、価格差をもってやっていくのは事実でございます。ただ、一方で先ほど申し上げた弊社で資産を売ってやるというイニシャルコストが掛かります。それを含めて事業継続できる形で値差という割引を御提供できるサービスを決定させていただいています。

○寺田副大臣 先ほど冒頭私の聞き間違いでなければ、無償で提供しているようなことを言われましたね。

○NTTファシリティーズ 先ほど申し上げた無償は、Enne Visionというデマンドレスポンスサービスのソフトの部分の利用は無料ということです。ハードにつきましては、当然そういう意味では無料という言葉は語弊があるかもしれませんが、御負担はございません。

○寺田副大臣 そうであれば、NTTファシリティーズの-margin率はどのぐらいなのですか。商売の拡大に是非とも手を貸してほしいと言われている以上、そこを開示していただかないと…。

○NTTファシリティーズ 1つ言えることは、投資回収できるように基準をとらせていただいております。

○NTTファシリティーズ 5パーセントという書き方をしていますけれども、今回のように設備をうまく転用できて、安く構築できればそれはお客さんにも還元できますし、今回のようなデマンドレスポンスサービスというの、見える化ツールをつなげてやっているわけなのですが、これはお客様の自助努力でさらに電気代を下げたいお客様は自分で下げられるということで、これが10パーセントになりということもあるのです。というところで御理解を。

○寺田副大臣 この費用負担の問題については、お客の自助努力の部分は当然あるとして、ですからこの費用負担の問題、二重投資の問題が解消したら、さらに当然下げ得る、5パーセント以上に当然下げ得るということですね。

○（先方うなずく）

○安念座長 お気持ちはよく分かるし、理屈で考えればおっしゃる三方一両得だということもそうだろうと思うのです。だってこれを引っぺがして持ち帰ったところで他に使うのかというと別がないので、多分多くは廃棄してしまうのではないかと思うのです。それはいいのだけれども、しかし東電とか一般電気事業者の側に私が立ったとすれば、やはり面白くないと思うのです。だってNTTですから、エネットから買うのでしょうか。

○NTTファシリティーズ 今のところはエネットからです。

○安念座長 要するに、敵に塩を送るためにわざわざ私達の設備を残してあげなければならない義理がどこにあるのだと、普通の人ならそう思うのではありませんか。

○NTTファシリティーズ そうかもしれません。

○松村委員 普通のビジネスなら民民の話ですから、何で敵に塩を送らなければいけないのかという議論は当然あると思いますが、これは明らかに独占のもとで総括原価に守られて費用を回収した公益特権を持つ公益事業者の資産です。安易に同じにされては困ります。

この設備ですけれども、これは費目としては託送料金に入っているものですか。託送料金に入っているものなら自由化した後でもずっと規制が続くわけなので、ある意味で長期的に当てはまるルールとして、ここで頑張るルールを整備するということになるのですが、そこに配分されていないコストだとすると、全面的に自由化された後だと長期的に適用されないことになる、ある意味短期にしか使えないルールになる可能性があります。この点分かりますか。

○NTTファシリティーズ 今の託送料金に含まれている、いないに関してなのですが、電力会社供給のときの低圧の託送はまだルールが決まっていないと思うのですが、通常の高圧のケースの場合だと電力会社のメーターまでが電線の扱いなので託送料金に含まれている。ですからそのルールを家庭向けの低圧のルールに準用すると、今この点線を囲ったところは全て託送料金に含まれる送電線の設備に該当します。

○松村委員 なるほど。ありがとうございました。

○安念座長 それは重要な点ですね。分かりました。

他いかがですか。

○圓尾専門委員 私も今、松村先生御指摘の点は非常に大事なところだと思っています。つまり、自由化が2016年というのは遠いようで割とすぐなので、その前後で制度が変わるかどうかというのがすごく大事なところ。私の理解では、小売自由化のポイントは、メーターまでがいわゆる流通業者の持ち物であって、小売事業者はアセットを持たずして入ってこられる。知恵をもって競争に参入できるということが非常に大事なポイントです。今回のこれも自由化前ですけれども、要するに一般電気事業者がアセットを持ったまま借り受けるような形でこの事業ができれば、そのまま自由化以降もスムーズに移行できるのではないかと思ったのです。そういう建付けにしようとする、末端が今、自由化されていない中での小売りになってしまうから、今の法律上できないということなのですか。

高圧で受けて、自分でアセットを保有しないとできないということであって、一般電気事業者が設備を持ったものを託送料ではないですけれども、料金を支払って借りるという形は今の法律ではできないということなのですね。それができると非常にスムーズかなと思います。

○NTTファシリティーズ ゆくゆくは完全に自由化になればメーターまでのところを借り受けて、新たな事業者が供給できるような仕組みが望ましいと思います。今回のものも資

産を譲渡いただくのか、転用というか借りていただくのかというのはあると思うのですが、今時点では譲渡ということで協議を進めているところでございます。将来にらんでどちらがいいのかというのはあるかもしれません。

○安念座長 譲渡であれ賃貸であれ、どっちみち簿価が発射台になるに決まっているのだから、どちらでもいいでしょう。設備投資をたくさんしなければいけないならば新規参入はできやしないのだから、既にあるものは譲渡であれ賃貸であれその他の形であれ、あるものは使わせてくださいと言えないと新規参入は無理というのは、全くそのとおりだと思います。

ただ、現行の法律で言えば規制部門と非規制部門との切り分けが1つあるのと、もう一つは電気工作物としての規制が変わってくる可能性があるのです。事業用の電気工作物と自家用ですね。そうするとまた規制の体系が変わってくるということがあるので、現行法だと、実態が変わるわけではないのに規制がどのように適用されるのか、結構面倒な問題があるのかもしれない。

○圓尾専門委員 私はマンションに住んだことがないので分からないのですが、3年に1回か1年に1回の停電というのが話題になっていますけれども、今、普通のマンションはどうなのですか。3年に1回の停電というのは聞いたことがないのですが、あるのでしょうか。

○NTTファシリティーズ 電力会社様で供給しているケースでは、占有部につきましては基本的に4年に1回の点検はございますけれども、それ以外、停電はございません。言いかえれば基本的に受配電設備がございまして、その部分は停電を伴う点検はございません。

○圓尾専門委員 だから、要は利用者から見て同じ条件でないと、新規参入者にとって不利なだけなので、ここはよほど合理的な説明がない限りは条件を揃えないとまずいですね。

○安念座長 そのとおりです。原則はあくまで1年で、3年は緩和措置ですから、結構厳しい。他の分野でも問題になっていますので、正に規制ですから取り組むべきアイテムだと当然思っております。以上でございます。

○安念座長 今日は大変お忙しいところをどうもありがとうございました。我々の力の及ぶ範囲で頑張りますので、またよろしく願いいたします。

(事業者入れかえ)

○安念座長 それでは、引き続きまして、トヨタ自動車株式会社様、本田技研工業株式会社様、日産自動車株式会社様より、次世代自動車に係る御説明をお願いしたいと思います。10分程度でお願いできますでしょうか。どなたからしていただけますか。

○トヨタ自動車、本田技研工業、日産自動車(以下、トヨタ自動車他) 本日はこうした場を設けていただきまして、ありがとうございました。大変恐縮ですが、座って話をさせていただきます。

お手元の資料2-3を御覧ください。次世代自動車ということですが、今日は特に時間も限られておりますので、2つのポイント、燃料電池自動車にかかわる規制改革要望、V2H、

V2Lにかかわる規制改革要望について御説明申し上げます。

3月15日、第1回のWGのときに燃料電池実用化推進協議会（FCCJ）の方から燃料電池自動車、水素インフラの普及に向けたプレゼンテーションがあったかと思うのですが、その際にインフラに関するプレゼンを中心にお話しいただいた上で、車についても改めてということもありましたので、今日はそうした点からお話しをさせていただきます。最初の部分については、前回3月15日のプレゼンの関係するところをつけさせていただきました。

2コマ目に参ります。燃料電池自動車の強みということで、燃料電池自動車は水素充填が3分程度で済みます。航続距離はガソリン車並みの500キロメートル以上、それでいて走行中のCO₂の排出がゼロ、騒音が少ないというような強みを持ちつつ、ひとたび非常時になれば、EVの5台分もの電源供給能力を持つような、様々な技術的な魅力を持つ車です。現在、各社が鋭意開発しておりますが、これを是非国際競争力を保った形で、グローバルなマーケットに入れたいと考えております。

3ページ目、これが自動車各社の方で考えております導入のシナリオ、車とインフラで相携えながら導入していこうということで、現時点で2015年から燃料電池自動車を一般ユーザーの方に普及して、その後、本格的な普及を目指していくということで各社とも熱心な開発を進めているところです。この図も3月15日に示された図なのですが、1点、その時点と大きく違う点は、水素インフラに関しては、国内で水素インフラをいかに整備していくかという視点かと思えます。燃料電池自動車の場合は、国内はもちろんのこと、グローバルなマーケットにいかに入れていくかということで、この部分が非常に重要なポイントになりますので、是非頭の片隅に入れていただければと思います。

そうした普及に向けて、これまで関係の省庁の御尽力もあり、様々な規制改革、規制見直しの取組を進めていただいております。4コマ目を御覧ください。大きなマイルストーンとして2つ書かせていただきました。1つは、2005年の時点で、当時の小泉内閣による燃料電池の実用化に向けて、これは車だけではなくて家庭用燃料電池や水素インフラも含めて、様々な法整備をしていただきました。この時点で燃料電池自動車の初期導入に必要な、つまり、市販開始に必要な法規整備を一通り完了していただきました。

その上で、その後、次のカラムに書きましたけれども、現在、グローバルなマーケットに燃料電池自動車を投入していくということで、国連の欧州経済委員会に設けられました自動車基準調和世界フォーラム、これは燃料電池自動車だけではなくて様々な車に関する基準調和を議論する場ですけれども、この場で水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準を策定する作業が進んでいまして、今年の6月にも正式承認されるという段階まで進んでいます。これを受けて、国内の法規へ速やかに反映させていただきたいと思っております。

繰り返しですけれども、市販開始に必要な法規整備は一通り済ませていただきましたけれども、次のステップとして、本格普及を見据えたさらなる法規整備に期待しているという状況でございます。

次に5コマ目、6コマ目を御覧ください。今、法規整備というお話をしましたので、車

に関する法規がどうなっているのかというのをざっくりと示させていただきました。車そのもの、左側については、言うまでもなく道路運送車両法、こちらで車のナンバープレートを頂戴するというシステムになっています。

一方、高圧水素容器に関しては、高圧水素容器と附属品については、高圧ガス保安法の中で認可を頂戴するという形で、車両と容器では別々の法規で運用されています。この後も申し上げますけれども、グローバルなマーケットに投入していく上では相互認証、つまり、日本で認められた認可が海外でもそのまま認められる、あるいは海外で認められた認可がそのまま国内でも認められるということが望ましいのですが、道路運送車両法はもともとグローバルな車を考えていますので、相互認証の制度がありますが、残念ながら、高圧ガス保安法は国内ということもありまして、相互認証のシステムがまだ整っていないという状況です。

それが海外、ひとたび外を見たときにどうなっているのかというのを6コマ目に示させていただきました。諸外国のうちで欧州、米国、カナダ、こういったところは車両と高圧容器を同じ法規で規定しています。諸外国の中でいわば日本だけが別々の法規で規定しているということです。韓国については、以前は別々の法規でしたが、今は1つの法規になっているということで、どちらがいいか悪いかという議論はさておいて、少なくとも諸外国では、車両と高圧容器を1つのパッケージにして、今後、国際基準調和、さらには相互認証の検討が進められていると予想しますので、我々、自動車会社がグローバルなマーケットで競争力を確保するためにも、是非日本においても海外と同様に、1つの法律の枠組みで運用できるということを期待しております。

次に、話題は変わりましてV2H/V2Lについて御紹介申し上げます。V2H(Vehicle to Home)、V2L (Vehicle to Load) 、いずれも電動車両が持っている発電能力あるいは蓄電能力を使って、外部の電気機器に電力供給を行う、あるいは家庭に対して電力供給を行うということです。これまでの車というのは、基本的な特性、つまり、走る、曲がる、止まるという車そのものの特性だったのですが、こういった今日お話しするV2H、V2Lというのは今までになかった車が、つながる、という部分になります。

このつながるという場面で8コマ目に書かせていただきました。従来の道路運送車両法の、走る、曲がる、止まる、に加えて、左側の電気事業法で、つながる、という部分についての規定が適用されるということです。

9コマ目を御覧いただきますと、残念ながら、これまで電動車両がつながることは想定されていませんでしたので、電気事業法の方で電動車両を電気工作物として取り扱うことを前提としていない状況になっています。そこに2つほど例を挙げさせていただきましたけれども、電動車両の発電装置の構造・機能等が考慮されていないということで、今、燃料電池に関して言うと、電気事業法では家庭用燃料電池を前提にした規定になっているので、燃料電池自動車をつなげようとする、車ではあるのに、家庭用の燃料電池であるかのごとくつなげないといけないというような読み方ができてしまうという状況でございます。

す。

あるいは屋内配線への接続についても、自家用電気工作物の接続に関する規定が設けられていないということで、右側の吹き出しに書きました、今日は燃料電池自動車中心にお話をしていますけれども、V2H、V2Lにおいては燃料電池自動車だけではなくて電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車のいずれにおいても電気事業法上まだまだ整備していただかなければいけないという状況になっております。

10コマ目は、なぜ家庭用燃料電池の規定が燃料電池自動車に適用されることになってしまったかというのを少し時系列に追って書かせていただきました。

最後にまとめということで、今のようなお話を含めまして、今後の規制制度の見直しのポイント、視点が4つほどあると考えております。

1つは、先に申し上げました国連の場で現在進行中の国際基準調和の活動をさらに推進していただくとともに、そうした成果を速やかに国内の法規に反映していただきたい。つまり、国内と国内で基準を調和し、統一していただきたいというのが1点目。

2点目は、FCVの相互認証制度を整えて、グローバルなマーケットに燃料電池自動車を投入できるようにお取り計らいいただきたい。

これまでになかった車の機能、つながるといって機能を実現するために、V2H/V2Lの実現に向けた関係法規の整備をしていただきたい。

最後の4点目、ユーザー目線に立ったと言うと、表現に違和感があるかと思いますが、これまで我々自動車会社各社はいかに車を市場に投入するかということで、メーカー目線で様々な規制見直し、改正要望等をしてきましたが、本当に本格的に次世代自動車が市場に投入されると、個々のユーザーであったり、あるいはサービス、メンテナンスに関われる方であったり、さらには残念ながら交通事故に遭った場合のレスキューに関わられる方、そういった方々が措置できるような法規も整備していただかなければいけないということで、本格普及であるがゆえにユーザー目線に立った様々な規定の整備がさらに必要ではないかと感じております。

今日は説明時間10分ということなので個別の説明はとてできなくて申し訳ありませんでしたが、次に、今、我々の方で考えさせていただいています具体的な項目について掲げさせていただきました。今日は御説明できませんが、お時間があるときには是非御覧いただきたいですし、必要があれば事務局の方からお声掛けいただければいつでも御説明に伺いますので、よろしく願いいたします。

短時間の説明で、全体感をつかんでいただくところにポイントを置きましたので、個別の中身の説明が拙い点は何とぞお許しく下さいませ。

以上でございます。ありがとうございました。

○安念座長 窮屈な時間配分でまことに申しわけございません。

私から1点お願いなのですが、最後につけていただいたA3の紙、大変分かりやすいのですが、できる範囲で、根拠法令等の中に何条というのがもしお分かりであれば入れていた

だけると大変ありがたい。

○トヨタ自動車他 結構でございます。

○安念座長 ありがとうございます。

何か御指摘をいただくことはございますか。

副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 ありがとうございます。通例、コンバージェンスと相互認証というのは相対立する概念なのです。私もずっと会計基準の改定などの作業。つまり、コンバージェンスというのは完全に合致させる、いわゆる調和の議論です。これは統一基準です。相互認証というのは、お互いの基準は違う、しかし、お互い海外でやったものを日本で認め、日本でやったものを海外、これが相互認証です。これは同時並列で書かれているのですが、先ほど6月時点で統一基準ができるのだという話もされていましたが、どちらを目指すのか。これはどちらも目指すということはありません。金融の世界においても、会計の世界においても、どの世界においても、これは必ずどちらかの選択制なのです。両方目指すというのは常識的にはありません。

○トヨタ自動車他 私の理解が拙ければお許しいただきたいのですが、車の場合には、まず技術基準を統一して、それによって、欧州経済委員会の中でUNR、国連法規というのを設けて、それを各国が相互に採択することで結果的に同じ基準で運営する。それをもとに相互に認証できる。つまり、海外で認証したものと国内で認証したものが同じ技術基準に立脚して認証したものであるので、相互の認証を認め合うというシステムで運用されていると私は理解してまして、理解が拙ければお許してください。

○寺田副大臣 統一基準ができるということは、もう統一になるわけですからばらつきはないわけですね。相互認証の必要性がないわけです。もう統一基準で全て仕切られる。そちらの理解でいいのですか。

○トヨタ自動車他 その統一基準というのは、お習字の世界でいけばお習字の手本のようなもので、その手本をもとに日本も国内法規に書き、そのお習字の手本をもとに書く。海外もそれぞれの国の法規の中に書き込む、そういう運用で、全く1つの法規を同様に各国が運用するという形ではございません。

○寺田副大臣 その統一基準というのはあくまでお手本であって、各国が書き込んだものはばらばらになってしまうという意味ですか。

○トヨタ自動車他 実質的に同じ内容ではありますけれども、法規としては別々の運用になっています。

○寺田副大臣 それは概念上統一化とは言いませんね。概念上、それは正に後者の相互認証の方であって、コンバージェンスの方は完全統一なのです。統一基準ができるという普通の言葉の意味としてはコンバージェンスを意味するのですが、そうではないという理解でよろしいのですか。

○トヨタ自動車他 申し訳ございません。私の理解が不十分なところもあるので、もう少

し勉強させていただいてお返事させていただきませんかでしょうか。

○安念座長 他はいかがですか。

どうぞ。

○林委員 別の角度の質問なのですが、国際標準で日本がリーダーシップをとれるような活動をしようということがかねて言われておりますけれども、今、お作りになっている国際基準には、日本からのいろいろな提案というのはかなり盛り込まれる見込みなのでしょうか。

○トヨタ自動車他 先ほど水素・燃料電池自動車に関する世界統一技術基準が間もなく国連の場で採択されると申し上げましたけれども、世界統一技術基準の中の特に燃料電池の車両システムにかかわる部分は、現在の日本の法規、つまり、2005年に小泉政権の当時に国内で整備していただいた法規が土台になっています。

○安念座長 ありがとうございます。

私の直感ですが、電事法はそこそこ抜いていけるのではないかという感じがするのですが、さて、高圧ガス保安法はとなると、そこはまた独立王国ですね。ずっと独立王国で、燃料電池自動車について抜いてくれ、一本の車両系の法規の方に統合してくれというのは、事業者としての御要望としてはまことに合理的だと思うのだけれども、なかなかハードルは高そうな感じがなさいませんか。私はそんな感じがしているのですが、どうですか。

○松村委員 そうだとは思いますが、世界中で統一法規でやっているわけですね。日本でばらばらというのを前提にして、高圧ガス法の担当者に世界基準に合わせるようにしてくれと、あの極端に腰が重く改革に消極的で頭の固い人たちと交渉するよりも、まず法律の体系を自動車関連は一括してやる形に変えるのが合理的だと整理した後で、個々の規制の改革を進める方が、改革が早く進みそうな気がします。

○安念座長 そうなのですね。全くそうだ。

副大臣、いかがですか。ここはもう政治のリーダーシップで。

○寺田副大臣 そうですね。先ほどの点に戻るのですね。結局相互認証となってしまうと、ばらけるから駄目なのです。ですから、統一基準でコンバージェンスなのだということで一気に法制化に進まないで高圧ガス保安法の壁というか、これは座長がおっしゃるとおり1つの体系がありますからね。ただ、国内でもプロパンで走っているタクシーとかは全部こちらの規制に服しているわけですね。

○安念座長 そうです。おっしゃるとおりです。

○トヨタ自動車他 車の場合ですと、今日お話しします燃料電池自動車、あとは天然ガス自動車とLPGが対象になります。

○安念座長 理念としてはコンバージェンス、しかも日本発のコンバージェンスでいくのだ。こちらの方がいいのですかね。

○寺田副大臣 そういうことですね。それを打ち出さないと統一化というのは大変難しいと思います。

○安念座長 ありがとうございます。貴重な情報を寄せていただきまして、我々の力の及ぶ範囲で頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

○トヨタ自動車他 今日は貴重な機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

○安念座長 今後とも一つよろしく願いいたします。ありがとうございます。

(事業者入れかえ)

○安念座長 皆様、どうもお忙しいところをありがとうございます。続きまして、プラスチック製容器包装のリサイクル入札制度についてのヒアリングに移りたいと存じます。

本日は、経済産業省、環境省、それから日本チェーンストア協会様に御説明をお願いしたいと存じます。

まず、経済産業省、環境省より15分程度で御説明いただけますでしょうか。

○環境省（永島室長） それでは、代表いたしまして環境省のリサイクル推進室長の永島と申します。

資料2-4-1でございます。容器包装リサイクル法については、平成7年に施行されて、当初はガラス瓶、缶、ペットボトルが再商品化の対象でございました。そして、準備期間を経て平成12年に完全施行されて、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装のリサイクルが始まったということです。

1 ページ目を御覧いただきますと、容器包装リサイクル法、容リ法と略させていただきますけれども、同法では各主体の役割分担のもとにリサイクルを行うこととされています。消費者は容器包装を分別して排出し、市町村がそれを収集します。容器の製造や利用を行う事業者は再商品化の義務を負っておりまして、多くの場合、自ら再商品化を行うことにかえて、再商品化の費用を日本容器包装リサイクル協会に支払うことでその義務を間接的に果たしております。

容器包装リサイクル協会は、市町村が集めた容器包装プラスチックについて、一括して入札を行い、その入札結果に応じて、市町村は実際に再商品化を行うリサイクル事業者に廃容器包装を引き渡すとともに、容器包装リサイクル協会は、そのリサイクルに必要な費用を容器包装の利用事業者などから支払われた費用から支払うということになっています。

次に、プラスチック製容器包装の入札の手順について説明します。2 ページ目の右下の部分です。まずは市町村が集めた容器包装プラスチックの50パーセントについて、材料リサイクル事業者のみが入札を行います。次に、残りの50パーセントについて、材料リサイクル及びケミカルリサイクルの事業者が同条件で入札をします。再商品化の方法については、サーマルリカバリー、すなわち固形燃料にして熱源として利用することもございますけれども、サーマルリカバリーについては、平成18年の法改正による再商品化手法としては追加されましたが、材料、ケミカルリサイクルでは処理しきれない場合の緊急避難的な措置として位置付けられておりまして、現在までに行われた実績はありません。

3 ページ目を御覧ください。プラスチック製容器包装の入札制度について、もう少し詳

しく御説明させていただきます。容リ法の施行以来、材料リサイクルが優先される中で50パーセント優先枠については、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合における審議を踏まえた報告書に基づいて設定がされております。材料リサイクルの50パーセント優先枠の中で材料リサイクル事業者がどのように入札を行うかということですが、あらかじめ総合的な評価というものを行いまして、その結果に基づいて個別のリサイクル事業者がランクづけをされます。

そして、このランクづけに応じて、優先枠の中でもさらに優先的に入札できる一定の枠が各事業者に傾斜配分されます。この階段状になっているところです。ここで総合的な評価の内容ですが、下の4ページを見ていただければと思うのですが、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合の報告書では、優先事業者間の取組の差が評価結果に、より明確に反映され、優良な事業者の育成につながるよう評価方法の一層の定量化を図るとされております。具体的には、①②③とございますけれども、リサイクルの質や用途の高度化、環境負荷の低減効果、再商品化事業の適正かつ確実な実施を評価基準として点数化を行いまして、材料リサイクル事業者の間で競争原理が働くように入札制度が設計されているということです。

3ページの図にもう一度戻っていただきますと、こうして材料リサイクルの優先枠について入札が行われた残りが一般枠という扱いになっております。この一般枠については、ケミカル事業者、材料リサイクル事業者が同条件で入札することができるかとされていますけれども、50パーセントの優先枠で入札した材料リサイクル事業者については、この一般枠で入札することができない仕組みになっています。このため入札者数について見ますと、50パーセントの優先枠については、約50社の材料リサイクル事業者が入札しているのに対して、残りの一般枠についてはケミカル事業者が5社程度、材料リサイクル事業者についても5社程度ということで、合計10社程度が入札しているという状況にあります。

すなわち50パーセントの優先枠についても、材料リサイクル事業者が自動的に希望量を落札できるという仕組みにはなっておりません、優良なリサイクル事業者を育成すべく、材料リサイクル事業者間で競争原理が働くような仕組みになっています。

5ページ目を御覧ください。容器包装リサイクル法については、平成18年に改正が行われまして、今年4月に改正容リ法の施行から5年が経過します。この18年の改正法の附則で法の見直しを施行後5年経過した場合に行うとされておまして、その時期が今年の5月以降来るということになっております。

この見直し作業については、環境省の中央環境審議会、経済産業省の産業構造審議会で改めて合同会合を立ち上げまして、専門的知見に基づいて関係者からのヒアリングも含めた丁寧な審議を行うということになっております。そして、その一環として、プラスチック製容器包装の再商品化手法の在り方についても宿題事項として検討することが既に決まっております。

その下を見ていただきますと、これが平成22年10月に出されました両審議会の合同会合

の報告書の抜粋になります。下線が引いてある部分ですけれども、「容り法の次期見直しの際には、環境負荷低減等資源の有効利用、経済コスト、分かりやすさ等の観点も踏まえ、材料リサイクル手法の優先的取扱いが循環型社会構築の推進、社会全体のコストの低減、全ての関係者の協働といった容り法の趣旨・目的の背景となっている考え方に照らして、現行の取扱いが関係者の十分な理解と納得を得ることができるかどうか、燃料利用の在り方とともに検討を行い、その結果に応じて、プラスチック製容器包装の再商品化手法の在り方を根本から再検討すべきである」として、いろいろな勘案事項を踏まえて根本から入札制度についても再検討せよということが宿題事項になっているわけであります。

最後のページですけれども、こちらは再商品化手法別の落札量と落札単価の推移を見たものです。材料リサイクルが上の折れ線グラフ、ケミカルリサイクルが下の折れ線グラフになっておりますけれども、平成12年度以降、落札単価が低下しておりまして、平成24年度においては廃プラスチック製容器包装1トン当たり、材料リサイクルについては約7万円、ケミカルリサイクルについては約4万円となっています。

このグラフには反映できておりませんが、本年1月に行われた平成25年度分の入札における落札単価については、材料リサイクルはトン当たり6万6,000円と低下傾向が継続しております。ケミカルリサイクルについては4万2,000円程度ということで若干上昇に転じておりまして、両者の差が縮まってきているという状況になっております。

以上で説明を終わります。

○安念座長 ありがとうございます。

経産省から何か補足していただくことはありますか。

○経済産業省（渡邊課長） 結構でございます。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、次に、日本チェーンストア協会様より御説明をやはり15分程度でお願いできますでしょうか。

○日本チェーンストア協会 本日は、日本チェーンストア協会環境委員としまして、消費者、小売業から見たプラスチック製容器包装リサイクルの見直しについて述べさせていただきます。

消費者に一番近いスーパーの担当者として、スーパーマーケットと容り法というのは非常に密接な関係だということをお話しします。まずスーパーマーケットはセルフサービスで商売をしています。セルフサービスは、お客様が自ら棚や冷蔵・冷凍庫から商品を取り出してかごに入れてレジで精算していただきます。ですから、商品はほとんど容器包装で販売し、例えばお茶であればペットボトルに入っていますし、洗剤やシャンプーもプラスチックの容器に入っています。肉や魚もトレイに載せてラップで包装し、それで売られているという形で、ほとんどの商品が容器包装に入って売られているということです。

それを消費者が家庭に持ち帰って中身を食べたり使った後、容器包装は家庭から排出される廃棄物になるわけです。これが家庭から排出される廃棄物の50パーセントが使用済み

容器包装だと言われています。そして容器包装リサイクル法が施行されてから、消費者は住んでいる市町村のルールに従って分別し、そして指定された拠点に持っていつているわけです。消費者は台所に幾つもの容器を置き、プラとか紙とか、プラの中でもペットだとか一生懸命分けて、それを集めておいて決められた日に持っていつています。ですから、そういう少し面倒くさいことをやっているの、「これは全てきちんとリサイクルされているでしょう、それが私のやった分別とか回収への協力が地球環境にも貢献しているし、私がやっていることが必ず社会に還元されて循環型になっているでしょう。」と信じているわけです。

そうした中で、スーパーマーケットは事業者ですから、容リ法の中のリサイクル費用の支払いも義務としてはたしていますし、それ以外にレジ袋を無料配布をやめ、お客様と協力して有料化にしていきましようとか、市町村回収以外に店頭ボックスを置いて、飲み終わった牛乳パックを持ってきてくださいとか、ペットボトルを回収しますよというような形で、スーパーマーケット自身が店頭で回収し、自ら自分でルートも決め、なおかつ、再生品を商品として売るといような努力もしています。

そうした消費者や小売事業者の努力が報われるためには、回収されたプラスチック製容器包装が全て回収されリサイクルされていることが望ましい。また、リサイクルする方法についても、地球環境保全の点から環境負荷が一番低い方法であること、特に地球温暖化防止のためのCO2の発生が少ないこと。そして、これは経済的にも有効であること、コストが一番掛からないことということがとても重要な要素だと考えています。そして、限りある資源である化石燃料を原料にした使用済みプラスチック容器包装が貴重な再生資源として活用されているかどうか、現状を見直してより有効なリサイクルを進めていただきたいと考えています。

まずプラスチック製容器包装の分別についてですが、特に消費者からよくある質問で、「ペットボトルとかトレイはリサイクルされる、何となく想像がつく。でも、レトルトカレーのパウチですとか、洗剤のプラスチックとアルミがくっついたようなものは本当にリサイクルされているのか」と。分からないと消費者は分けません。解からないから燃えるごみに分別してしまいます。

これが「きちんとリサイクルされますよと、こういう形で資源として活用されますよ」と解かりますと、それをきちんと分けて拠点回収に持っていくわけです。

また、レトルト商品などに使われる複合素材の容器包装は、リサイクルしにくいからというイメージで、消費者からもそういうのは容器包装としてふさわしいのかという質問を受けたこともあります。複合素材の容器包装というのは、中身の安全性ですとか品質の確保をするためにとても技術を駆使して作られた容器包装なのです。これがきちんとリサイクルできますよということが消費者に分かってもらえれば御理解いただけますし、また容器包装回収のモチベーションも上がってくると思います。

また、よくプラマークにもナンバーが入っていたり、PP等が付いていたりしますが、そ

れを分けると言われてもなかなか消費者としては荷が重いので、もうプラスチックならプラスチックとして集めましょうというような分別が簡素化されるということもモチベーションが上がる1つの要因だと思います。ですが、ペットボトルですとかトレイのように形状もはっきりして、樹脂の種類もはっきりしているものはきちんと分けてくださいます。ですから、フィルムのようなものとか、複合素材のようなものをあえて分けるのではなくて、一緒にリサイクル資源として持っていけるような分別の仕方が望ましいと我々小売業も考えています。

また、レジ袋は容器包装のプラスチック製容器包装なのに、なぜクリーニング屋の袋は違うのと、これは分けなければいけないのかと聞かれることもありますし、一部自治体ではアルミ缶とかそういうものとは別にプラスチック容器をレジ袋ですとかゴミ袋に入れて持っていくとごみ袋は容器包装ではないからと全部外す。外して、それは可燃物として処理するという事も聞いています。ですから、例えばクリーニング屋の袋ですとか、そういうごみ袋もどうせ回収しているのならば一緒にリサイクル資源として使っていただければ回収資源が増えるのにと感じています。

そうした消費者が一生懸命分別した容器プラはきちんと全部リサイクルされているのかということで、今までの資料を見てみました。4番目のスライドに挙げてありますが、どうも調べてみますと、材料リサイクルとして入札をされたもののうち、再商品化されているものが49パーセントであり、ケミカルリサイクルの方は80～85パーセントということで、両方とも100パーセントリサイクルされているということではないようです。「一生懸命分けたのに、リサイクルされなかったものはどうなるのでしょうか」と消費者に聞かれると、私どもでは答えられません。是非100パーセントリサイクルされるような手法をこれから先の見直しのときに取っていただきたいと考えています。

7ページを見ていただきますと、これからも消費者が容器包装リサイクル法の一番重要な役割である分別排出を果たし、さらに回収量を増やして、容器包装プラは大切な資源であると認識していただくためには、資源の有効活用、環境負荷の提言、経済性などを評価して、やりがいのあるリサイクルを進めることが大切だと考えます。

現行の容器包装リサイクル制度に対する要望として、次の3点を挙げます。

1は、優先入札など、リサイクル入札制度の見直しを図り、より有効なりサイクル方法を進めて欲しい。

2番目は、多様な回収ルート作り。

先ほど申し上げましたが、スーパーマーケットで回収してリサイクルに回しているのは、この図の中に入っていないのです。なおかつスーパーマーケットでは、アルミ缶や牛乳パックのようなものは資源として回収し、リサイクルすることが法律でも問題ないのですが、プラスチックに関しましては、これは廃棄プラといいますか、廃プラという言い方をしますが、これを自ら集めてリサイクルすることに関しましては、廃棄物の法律で規制されています。

また、我々は店頭での回収リサイクルに努力をしましても、その実績を評価されることはありません。店舗で回収をして、それを再生資源として使い、その商品をまた店頭で売るというようなりサイクルループを構築するようなりサイクルの方法というのも一つ評価していただき、制度として認めていただければ、小売業としましても、消費者と一緒にやって一層のリサイクルが進められるのではないかと考えます。

また、3番目としましては、自治体の参加率を向上させて収集量を増やすということを要望しています。今後も消費者、市町村、事業者が共同で循環型構築を目指し、日本では採取されない化石燃料を原料とする容器包装プラを有効な再生資源として利用し、さらに地球環境負荷の低減、経済性も鑑みてリサイクルの見直しを進めていただきたいと要望します。

以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の役所側のプレゼンとチェーンストア協会のプレゼンについて、寺田副大臣からどうぞ。

○寺田副大臣 環境省のプレゼン、非常によく分かるわけです。本来のリサイクルというのは当然材料リサイクルであって、ケミカルは邪道ですね。完全にリサイクルループができていない。別の再生資源にしていくというのはプラスチックのリサイクルにはなっていない、正にセカンドベストであるということで今の仕組みになっているのは非常に理解できます。

このチェーンストア協会で理解できないのは、有効なりサイクルをやるのだ、あるいはきちんとリサイクルしてくれという要望、それは逆に言うと材料リサイクルのウエートを高めてくれと、ロジカルに言えばそうなるわけですね。現実的に見ても、このケミカルの世界あるいはよほど残渣があればという意味でサーマルリカバリーも存在しているわけですが、これは本来のリサイクルではないわけでありまして、当然、相当こうした静脈産業育成のために環境省が尻をたたいてかなり赤字も持ち出してこのシステムを導入して、相当サunkコストになってしまっている部分もあるわけで、そうした部分をどういうふうにお考えなのか、チェーンストア協会にお聞きしたいと思うのです。

○日本チェーンストア協会 まず1つは、材料リサイクルとして入札されたものが再製品化に全てされていて、その市場性があり、市場での流通がきちんとなされているということで信じていたのですが、全て再生利用されてはいないようですから、まずは容器包装プラを全て資源として使って欲しいというのが大きな要望です。

その方法として、もし材料リサイクルだけでできないのであれば他の方法もとりながら100%再商品化を進めていただきたいというのが要望です。

○寺田副大臣 できた再生品の利用というのは、入札の仕組みそのものとは余り関係のない話でありまして、むしろ利用の促進というのは大いに図るべきであるし、自治体の関与もさらに深めるべきだと思います。実際の分別をしているのは消費者であって、チェーン

ストアは確かに店頭に置かれていますけれども、一切燃焼行為はされていないわけですね。ですから、むしろ積極的にそうした材料リサイクルの推進の側に立っていく方が消費者のためになるものと思います。

○安念座長 具体的にどのような方策がありますか。リサイクルというと、副大臣がおっしゃるように油にしたり燃やしてしまったりするのも、社会全体としてはひょっとするとこちらの方がいいという人もいるわけだけども、リサイクルというのでは本来はないだろう。もしチェーンストア協会としても、できるだけ材料リサイクルという本来のリサイクルをお進めになるのでありたいというお考えであれば、具体的にどこをどうすればいいという御提案がごありますか。

○日本チェーンストア協会 一番分かりやすいリサイクルは、樹脂がもう一度再生された樹脂として元の製品原料に使われるということで、熱を加えて圧縮樹脂にするだけではなく、化学的にもう一度バージン素材に戻して、それをもう一回容器包装にするというところまでできれば、それはとても分かりやすい。今、水平リサイクルですとか高価値リサイクルということがいろいろなりサイクル法の中でも優先順位が高いのですけれども、容器包装がまた容器包装になるということであれば一番分かりやすいと思うのです。

ただ、その方法として、ケミカルリサイクルは高分子化学で研究が進められているということを知っています。そういった方法がもしとれるとしたら、リサイクルが分かりやすい、それこそ先ほどおっしゃいましたリサイクルループが成り立つ、容器包装から容器包装にということは、できたらそれはありがたいことだなと思います。

○寺田副大臣 ですから、ケミカルの世界、今、不完全なループなわけですね。コークス、あるいはその他の代替品にするだけであって、材料リサイクルはペレットが完全にプラスチック製品になるわけですから、どちらがリサイクルループとして適切かというのは明らかだと思うのです。その点はほとんど産構審の場においても、あるいはその他の場においても齟齬はないと思うのです。

○安念座長 廃棄物処理の専門家、リサイクルの専門家として小林委員、どうですか。

○小林委員 1つ伺いたいのですけれども、先ほど環境省の御説明の中に資料4、青いこちらの入札制度の下の方の図の①にリサイクルの質・用途の高度化という表現をされている。その後に単一素材化という話があるのですけれども、先ほど日本チェーンストア協会からお話があったようなトレイですかペットとか、こういった一般的な単一樹脂で作られているようなものについては比較的分けやすいのではないかと思います。

ただ、私はメーカーの立場でいろいろ包装容器の設計をしている立場なのですが、最近では高機能化といいますか、内容物の保護であるとか、今求められている性能も高くなってまいりますと、通常、単一素材で物を作ることがかなり限られた場合にしか存在しなくて、複合化というのがかなり進んでおります。それはメーカーにとって減量化といいますか、重量を削減するためにも薄いものを重ねてラミネートにするということが合理的な方法になっているわけです。これを例えば物理的に種類を分けるというのは非常に困難

な、現実的にはできない。例えばPET、PSあるいはポリエチレンという3層のものを単一の素材に分けるとするのは不可能な世界になっているわけです。これは剥がすわけにはいきませんので、そういう意味で単一のポリエチレンだけでできているものであれば、それが物理学的にも光学的にも選別ということで100パーセントのものをそろえることは恐らくできると思うのですが、雑多なものを正確に1つの素材に分けてそれを活用するというのはかなり難しい世界だろうなど。

先ほど日本チェーンストア協会が言われたように、化学的な物質に一度分解すると、これはまた再度1つの物質として活用できるというのはある意味の合理性があって、100パーセント使い切るという立場からすると非常に有効な方法ではないかなと思っております。

○寺田副大臣 ただ現実、ケミカル、膨大なコストをかけ、膨大な技術研究を行えばそうした世界も理論的には実現可能でしょうけれども、現実的に今の水準、また今のリサイクルのレベルを考えれば、当然材料リサイクルの方に優位性、これは価格優位性もそうですし、実際の経済効果という面で見ても、これは規制緩和というのはある意味経済効果を発現しないと駄目なわけですが、相当数の雇用の拡大や地域産業に対する影響、実は官民競争入札という部門を担当してしまっていて、ほとんどの官民競争入札の分野、いわば優先枠が全てという世界が多いのです。つまり、当然のことながらローカルコンテンツであるとか、本来の政策目的に沿った入札をする仕組みになっております。したがって、現状をきちんと見ていくと、そういうふうなことになるのではないかと思います。

○安念座長 入札の制度については、具体的にどういうふうに変えたらよいとお考えでいらっしゃいますか。

○日本チェーンストア協会 具体的に変わるといっても、今のところ私が存じ上げていますのは、先ほど環境省がおっしゃったように、法律で明文化されていることではなくて、平成22年の審議会において取りまとめの中に書かれているということです。ただ、今のところ入札は、先ほどおっしゃられましたように一般枠と優先枠という形になっております。これから科学の進歩ですとか技術、もしかしたら世の中のプラスチック資材に対する要望ですとか市場の流れが変わってくるかもしれないし、今も変わりつつあると思うのです。それをそのときにきちっと見直ししながら、既存の優先枠ということではなく最適な使い方を考えていけるように審議会の中で話し合えるというところまでさせていただければと思っております。

○安念座長 何か具体的な御提案はありますか。例えば一般枠と優先枠の境目を取っ払うべきであるとか。例えばの話ですが。私は素人だからそれがいいかどうか全然分からないけれどもね。

○日本チェーンストア協会 それはまた審議会の中でもっと情報をいただきながら話し合っていくべきなのでしょう。ただ、今ある優先枠というのが、数字が出てしまっているので、この数字そのもの見直しというのはその都度その都度、先ほど言いましたように市場性ですとか技術の進歩や何かを鑑みながら変化させていくというところにしていただければ

ばと思うのです。

○寺田副大臣 ですから、正にそういうのを総合的に勘案して見直しをやるわけで、おっしゃるとおり環境負荷であるとか、技術水準であるとか、経済効果であるとか、リサイクルループの完結は非常に重要な政策目的ですから、環境審と産構審でそれを御議論されるのだと思います。

○安念座長 御要望の2点目ですが、店頭回収における規制の緩和というのは、具体的にどういう規制をどういうふうに緩和すべきだという御要望ですか。

○日本チェーンストア協会 使用済み容器包装プラスチック製品は、今のところ一般廃棄物ですから、市町村の責任でリサイクルなり処理されていますが、それを民間が集めて民間がリサイクルするということは法律で認可されていないのです。でも、例えばよく皆様方、「ペットボトルのキャップを集めましょう」というのを見たことはありませんか。あれを「学校で集めましょう」とか「志のある方がお友達と集めましょう」というのは廃棄物扱いではないのですが、スーパーの店頭で集めたりもされていて、それがとても社会的な活動になっているという、もう明らかにリサイクル資源として有効に扱われているわけです。では「有効に扱われているので認可されますね」というと、廃棄物の法律上は厳しいですねということをして市町村の担当者から聞きます。

○安念座長 それは本当ですか。環境省、それはどうですか。

○環境省（永島室長） 私どもの理解では、一般廃棄物に該当するかどうかというのは一義的には市町村が判断権限を持っているということなので、市町村において明確な取扱いがなされていない部分がある、そのために一部これは一般廃棄物なので店頭回収はすべきでないという扱いをしているところもあるように聞いておりますので、その明確化というのが課題であるということではないかと理解しております。

○安念座長 少し待ってください。家庭から出るペットボトルは一般廃棄物である、普通そう考えると思うけれども、それだと店頭回収することが禁止されるということになるのですか。

○環境省（永島室長） 一般廃棄物の収集運搬を行う場合には許可が必要なので、店頭回収されたものをどこかのスーパーが運ばれるというときに、その許可がないと廃物処理法違反になる可能性があるということです。

○寺田副大臣 おっしゃっている意味合いが違って、日本チェーンストア協会が言われたのは、店頭で自主的に民間回収、これは幾らでもできる。搬送処理は規制の世界ですけどもね。ペットボトルがもし明らかでなければ店頭でもってペットボトルを分別回収するという意味でしょう。

○日本チェーンストア協会 ペットボトルもトレイも、その他例えば複合素材の袋であっても、それもみんな店頭で回収してリサイクルしようとしても、まず回収すること自体が、一般市民からのいわゆる廃棄物、ごみとされるものを集めるということになり、市町村によっては禁止といたしますか、できない。

また回収できたとしても民間ルートでリサイクル場に持っていくのに関しては、市町村を特に越える場合なども、一般廃棄物は市町村の責任で処理、リサイクルされることが原則とされ、許可をもらうことが難しいのです。

○寺田副大臣 越える部分は搬送の問題ですね。

○日本チェーンストア協会 集めるということについても、一部私どもの関わっている市町村に御相談にいきますとそれは難しいということを言われます。ペットボトルというよりもペットボトルのキャップです。

○環境省（永島室長） 法律上できないということではなくて、その扱いが明確でない部分があるということで、法律上禁止されているということではありません。

○安念座長 そうでしょう。確かに搬送できなければ収集してもしょうがないから。ただ積んで腐らせとけというわけにはいかない。だから、搬送が一廃の中の法規制の対象になるのは明らかだから、収集だけしてもしょうがありませんという意味でなら分からなくもないけれども、一廃の収集は確かに市町村の責務とされていて、最高裁の判例も言っているところだから仕方ないのだけれども、確かにばらつきはあるのかもしれない。問題の所在はある程度分かりました。

他に何かどうぞ。今日はこれぐらいにしておきましょうか。どうも今日はお忙しいところをありがとうございました。今後ともよろしく願います。

（事業者退室）

○安念座長 資料1に戻っていただいて、これは前回、業者から改革要望があり、かつ、ここでも議論した中身を整理していただいたものです。今、手元にお配りしているのは私の紙です。これは、去年の規制・制度改革委員会のグリーンWGの資料で実際出た要望です。

金谷委員が出された⑦です。ネットメータリングは逆潮させなければできないのですが、逆潮がなぜできないのか、法令上の根拠が実は私もよく分からない。どうも電気設備の技術基準については、「電気設備に関する技術基準を定める省令」という経産省令が正規の法令です。またさらに技術基準の「解釈」という通達というのか通知というのか、これがまた膨大なものがあって、ついでに言う「解釈」の解説というのが民間の業界団体で作られています。

もう一つ、日本ガス協会からの以前の要望です。これもこの前身の委員会の中ですが、コージェネレーション設備における専用線での連系接続の実施というものです。

以上の2つの項目は前からの要望事項でもあり、取り上げるに値すると思っております。特にコージェネからの専用線での連系接続の件は、去年の閣議決定で再生可能エネルギーについては一引込でなくてもいいという、二引込でもいい、つまり、逆潮専用の引込線を作っていという方向でやろうという閣議決定があり、それをコージェネにも拡大してくれという御要望なのです。とにかくそういう御要望があるということでもあります。

○寺田副大臣 正に前回の第2回目のときに、法のレベルまで、座長がわざわざこうやって丁寧にお調べになっているわけで、是非事務局、役所もお呼びいただき、どの規定が逆

潮流なのかとか、先ほどの22条とか、そこらをきちんと役所の意見聴取、説明もしていただき、要は規制改革、業者側の方は法レベルに関係なく現状はこうだからこうだと、そこをきちんときちっと整理する必要があると思うのです。そこはきちっともんで議論しましょう。

○館次長 ありがとうございます。もちろんします。

○安念座長 松村先生、何か。

○松村委員 内容を確認したいのですが、おっしゃったのは7番ですか。

○安念座長 7番です。

○松村委員 家庭用コージェネレーションのネットメータリング。

○安念座長 そうです。

○松村委員 ネットメータリングができないのは逆潮流ができないからだという理解ですか。

○安念座長 ネットメータリングをするためには逆潮が許されていないとできないだろうという認識ではないでしょうか。

○松村委員 必要条件だというのは分かるのですが、まず家庭用でないコージェネレーションなら逆潮している例はかなりあるのですね。

○安念座長 そうです。

○松村委員 でも、それはネットメータリングにはなっていないですね。

○安念座長 なっていないです。だから、十分条件では全然ない。

○松村委員 例えば家庭用でも先ほど再生可能エネルギーということをおっしゃったのですが、例えば太陽光ならば当然逆潮しているわけですね。

○安念座長 しているのです。

○松村委員 だから、一般論として逆潮が何かの規制でできないのではなくて、電力会社は相当厳しい要件を要求するので、コスト的に合わないから逆潮していないという可能性もあるので、この点は調べて下さい。

○安念座長 全くおっしゃるとおりです。ただ、逆潮については、一般則として逆潮が当然に認められるのではなく、まず一般的には禁止、その上でこういう条件のときには許しますとなっているようです。また、逆潮が認められるとして、初めてネットメータリングの技術的な前提の1つが整うということだろうと思っています。ですから、ネットメータリングについては逆潮のことだけ議論すればいいということでは全然なくて、いろいろ障害があるけれども、アメリカでは幾らでもやっているでしょう、他の国もやっているでしょうとなれば、これはこれで1つの話だと思っています。御指摘いただいてありがとうございます。

どうぞ。

○林委員 全般に通じる話なのですが、特にこのWGの分野というのは、こういった個別の様々な、實際上すごく意味があるのだけれども、一つ一つを見ると細かいことがた

くさんあると思うのです。

今回も根拠となる法令とか規制がどこにあるかを調査していただいていますけれども、それが明らかになったときに、合理的な根拠がなければこういった規制は一つ一つ改革していくべきだという次のステップになると思います。一方で、この分野は日々あらゆるレベルで新しいそういった感じの「石ころ」が毎日できているようなことではないかと思うのです。

なので、今回取り上げるものについて改革するだけでなく、ポリシーが必要。新しいものを導入するときに既存の制度をそのまま使ったら、きっとそれはまた新しい石ころになり「もぐらたたき」みたいになって切りがないので、新たな障壁を作らないようなポリシーを持って制度設計を行うということを一般論として入れられれば、少しは役に立つのかなと思っております。

○安念座長 全くごもつとも、そのとおりです。私も大分調べただけけれども、本当にこれが根拠なのかどうか実はよく分からない。役所に聞いてみてもどこにあったかなあ、みたいな返事は結構あって、そこが財務省との違いです。財務省ならこれですと言うのだけれども、他の役所はうーんみたいな感じが結構あるのです。

○寺田副大臣 きちんと準備させてその辺を御報告。実際ここは先ほどの民民のような問題もかなりあると思うのです。ホットラインというのは、そうした石ころを除く1つの手ではあるのでしょうかね。

○安念座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○圓尾専門委員 資料1なのですけれども、ここに環境アセスメントの問題が入っていないというのは、すみません、前回お休みしていたのであれですが、事業者の方から提案された方に入っていて、プラスアルファ委員の方から指摘したのがこれですよという整理だからアセスメントの問題というのは資料1に入っていないということでもよろしいのでしょうか。

○安念座長 そういうことですね。アセスメントの話は前回も出ましたよ。あまりにも当然なので指摘するまでもないという感じだったように私の雰囲気として思っています。どうですか。

○館次長 アセスメントの方は、事業者からのプレゼンには確かにあったのですけれども、委員からこの点に関しての御発言はなかったという理由で、特にここには記載しておりません。

○安念座長 アセスメントは大問題なので当然扱います。前回も、正に圓尾専門委員のお言葉を使えば直列ではとてもやれない、並列でやってくれ、という具体的な提案もいただいたものがあるのです。太陽光発電協会だったかな。ですから、これはもう当WGとしてはあまりにも分かり切った話というので議論の対象でさえない。つまり、各論の話でやるしかないという認識だと私は考えています。

副大臣、何か総括していただいて。

○寺田副大臣 本当にこのWGは安念座長のもと、もう既に3回目ということで、昨日、ようやく雇用のWGが立ち上がって、濃密でいい議論が続いていると思います。特にエネルギー分野ですね。環境の方はいろいろな重要な政策目的の達成が必要であるわけで、またいろいろな関連する場もあるわけで、エネルギーは大いに推進をしていきたいと思ひますし、こうした細かいいろいろな点についても非常に重要な論点が入っておろうかと思ひます。

是非有意な議論を行うためにも、そうしたいろいろな関係法令を調べる、あるいは関係者を呼んでやるのが大事だと思ひております。本当に素晴らしい方向で変わることを期待しております。ありがとうございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

副大臣には、このまま当WGのメンバーになっていただきたいです。

○寺田副大臣 とんでもございません。是非出られるときは出たいと思ひます。ありがとうございます。

○安念座長 本当によろしくお願ひします。事務局、何か御連絡はありますか。

○館次長 本日、容器包装リサイクル法関係で両省、チェーンストア協会の方からヒアリングさせていただいたのですが、さらにマテリアルリサイクルの方が、副大臣からも御指摘がございましたように非常に重要な要素でございます。そちらからのヒアリングは現在調整中でございます。

○安念座長 でも、そんなにたくさん業者がいるわけではないでしょう。

○館次長 例へば先ほどの50社とか。

○安念座長 つまり、50社なのだけれども、ここでプレゼンして下さいとお願ひしても、なかなか難しいでしょうね。

○館次長 基本的に中小の事業者様が地域でやっているということでございますので、団体ということになると思ひます。

○寺田副大臣 一生懸命、育成しているわけではす。

○安念座長 分かりました。今日はどうもありがとうございました。今後もよろしくお願ひいたします。